

(平成24～25年度支援)

原状回復事業事例：長崎県安定型最終処分場事案

| | |
|---------------|--|
| 事案の類型 | 安定型最終処分場における不適正処理 |
| 事案の場所 | 長崎県大村市 |
| 行為者 | 長崎県大村市 ・ A社 ・ 現代表取締役 B ・ 前代表取締役 C |
| 規模及び種類 | 埋立面積：約 27,075 m ² (許可面積： 25,075 m ²) 埋立容量：約 204,750 m ³ (許可容量： 188,950 m ³) 廃プラスチック類 |
| 支障のおそれ | 浸透水から、基準値を超過するCODや、ヒ素やベンゼン等が検出されており、下流河川の水質汚濁や周辺農作物への影響が生じるおそれがある。高濃度の硫化水素及びメタンガスが継続的に検出され、周辺環境への悪臭等の支障が生じるおそれがある。許可区域外に廃棄物が埋め立てられており、法面の崩壊、廃棄物の飛散流出のおそれがある。 |
| 対策工の概要 | 埋立法面の安定化を図るため、許可区域内では押さえ盛土及び覆土を行い、許可区域外では不浸透性マットを施工した。雨水、地下水対策として、排水溝整備等を行い、保有水対策として揚水井等を設置・揚水を行うとともに、有害ガス対策としてガス抜き管を設置した。 |
| 除去した廃棄物の種類及び量 | 排出・処分量 463.4 t |
| 代執行費用 | 290,005,800円 |
| 支援した資金額 | 217,504,000円 |

代執行前



【事案概要】

A社は、平成10年3月に当該処分場の設置許可を取得、平成10年9月に産業廃棄物処分業の許可を取得し産業廃棄物処理業を営んできた。

県は、平成13年10月、基準値を超過した浸出水（COD）を流出させたため改善勧告を発出したが、事業者はこれを改善し、事業を再開した。平成18年6月、再度基準値を超過した浸出水（COD）を流出させたため、同年7月に改善勧告を発出したが、これについては施設が改善されず、以後、廃棄物の搬入は行われていない。平成20年6月、再度基準値を超過した浸出水（COD）を流出させたため、同年7月、県は、施設の改善命令及び使用停止命令を発出した。

また、平成19年12月、県は、許可区域外の場所に廃棄物が埋め立てられている旨の通報を受けて立入検査（試掘）を試みたが立入検査が妨害され、結果、平成20年11月、立入検査（試掘）により許可区域外に廃棄物が埋め立てられていることを確認した。このため、県は、A社に対して撤去指導を行ったが同社はこれに応じず、県は、平成21年2月、A社に、同年4月、B及びCに対して、それぞれ措置命令を発出したがA社等はこれを是正しなかったことから、県は、措置命令違反により刑事告発し、結果、Bは不法投棄の罪で刑事罰が課せられた。

さらに、平成22年11月、県は、A社が基準値を超過した浸出水（COD）を流出させたことや高濃度の硫化水素ガスが発生していることなどを確認したため、行為者に対して措置命令を発出した。

その後措置命令が履行されないことから、専門家による会議を設置し、支障の状況について調査・検討を行ったうえで行政代執行により支障の除去を行った。

代執行後

